

紀美野町第 1 回定例会会議録

令和 2 年 3 月 5 日（木曜日）

○議事日程（第 3 号）

令和 2 年 3 月 5（木）午前 9 時 0 0 分開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 1 号 紀美野町森林環境譲与税基金条例の制定について

第 3 議案第 2 号 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 3 号 紀美野町監査委員条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 4 号 紀美野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
について

第 6 議案第 5 号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 6 号 紀美野町認定こども園条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 7 号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 8 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 9 号 紀美野町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条
例について

第 11 議案第 10 号 紀美野町ふるさと創生基金条例を廃止する条例について

第 12 議案第 11 号 紀美野町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条
例について

第 13 議案第 12 号 紀美野町美里の湯かじか荘基金条例を廃止する条例について

第 14 議案第 13 号 指定管理者の指定について

第 15 議案第 15 号 紀美野町道路線の認定について

第 16 議案第 16 号 教育委員会委員の任命の同意について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 16 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 主 幹	森 谷 克 美 君

教 育 次 長 曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者 北 山 仁 君
水 道 課 長 長 生 正 信 君
まちづくり課長 山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長 坂 昌 美 君
代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 中 谷 昌 弘 君
次 長 井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、昨日の桐山議員の一般質問の中で不適切な表現があり、取り消しの申し出がありましたので、これを許可します。

1 番、桐山尚己君。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） 議長の許可を得ましたので、一言発言させていただきます。

昨日の私の一般質問の際、今般の新型コロナウイルスの感染拡大について、今後のためのすばらしい機会とするという旨の発言をいたしました。重篤な患者や死者が出ている中、不謹慎な発言であったと反省しております。取り消した上で、今後のための教訓とすると訂正させていただきます。

以上です。

（1 番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

（午前 9 時 0 0 分）

◎日程第1 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、2 番、廣瀬隆一君の一般質問を許可します。

（2 番 廣瀬隆一君 登壇）

○2 番（廣瀬隆一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、公共工事の入札について幾つか伺います。令和2年2月17日、紀美野町が発注した公共工事に関し、官製談合防止法違反等の容疑で建設課長が逮捕されるという不祥事件が発生しました。今回の不祥事件は、紀美野町が警察から捜索を受けるなど極めて憂慮すべき事態であり、全体の奉仕者でもあるべき職員が、自らの立場を利用して特定の業者に便宜を図るなどの事件を起こしたことは、公務の公平性を著しく損なわせるとともに、町政に対する町民の信用を失墜させるものであります。今回の事件が

発生した要因は、建設課長の公務員としての倫理意識の欠如のみならず、事件の発生を未然に防ぐことのできなかつた組織や業務体制、入札制度の運用にも問題があったのではないかと考えます。

そこでまず現状について確認をさせていただきます。第1に、まず今回の不祥事件に対し未然に防ぐことはできなかつたのか、何が足りなかつたと考えられるか伺います。

第2に、改めて伺いますが、最低制限価格の最終決定者は町長でよろしいですか。

第3に、入札関係書類の保管場所についてどうなっているのか、また最低制限価格を見ることができる範囲を教えてください。

第4に、最低制限価格と同額、もしくはほぼ近い価格での入札は、今回に限らず今までにもあったのではないかと思います。当たり前だという認識なのか、不自然ではあったが見過ごしてきたのか伺います。また入札の際に、低入札価格の調査制度はどのようなになっているのか伺います。

第5に、今回不祥事が起きたわけですが、不正の兆候を検知するため入札結果を含め、入札制度を調査・監視する体制はどうなっているのか伺います。

第6に、不正行為を抑止するための職場体制として、内部通報制度はどうなっていますか。あるなしにかかわらず、通報した職員が守られるような体制になっているか伺います。

第7に、今さらではありますが、さまざまな研修があるかと思いますが、特にコンプライアンス意識の向上についての研修についてどのように実施してきたのか、またその頻度と対象の職員はどこまでであったのか伺います。

以上が入札制度についてであります。

続いて、プレミアム付商品券についてであります。

消費税率の10%への引き上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため、プレミアム付商品券事業を実施しました。対象となったのは、1つ目に基本的に住民税非課税の方、2つ目に3歳未満の子育て世帯の世帯主となっています。当然のことながら、全国で一斉に実施されたわけでありましたが、誰でも購入できる商品券とは違いますので、私自身も低調に終わるのではと懸念はしていました。

そこで確認をさせていただきます。

第1に、販売率について14%ほどだと聞いておりますが、最終確定販売率、住民税非課税・子育て世帯と分けて、また対象者数も含めて教えてください。

第2に、販売率低下の原因をどう考えていますか。

第3に、販売目標は設定されましたか。目標達成に向けてどういう取り組みをなされたのか伺います。

以上、プレミアム付商品券についてであります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

(2番 廣瀬隆一君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、廣瀬君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) おはようございます。

それでは、廣瀬議員の1番目の、現状の入札制度についての第1及び第2の御質問については私から、第3から第7までの御質問については、それぞれ担当課長よりお答えいたします。

第1の、今回の不祥事件に対し、未然に防ぐことはできなかったのか、何が足りなかったと考えられるかについてでございますが、今回のようなことは全く思いもよらなかったことで、未然に防ぐことができず、まことに申しわけなく思っております。また、入札結果に対する検証ができていなかったと考えてございます。

第2の、最低制限価格の最終決定者についてでございますが、最低制限価格の最終決定者は町長でございます。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) おはようございます。

それでは私の方からは、廣瀬議員の1番目の、現状の入札制度についての第3から第5までの御質問にお答えいたします。

第3の、入札関係書類の保管場所と最低制限価格を見ることのできる範囲についてですが、入札関係書類につきましては、各事業担当課で保管します。最低制限価格は、町長が所定の様式に価格を記入し押印した後に、直ちに封筒に入れ封印をし、その封筒は、担当者が入札執行通知書を送付した後に、直ちに入札担当課である企画管財課に渡され、

企画管財課内の鍵のかかるデスク内で、入札執行日当日まで企画管財課長が保管いたします。

また、最低制限価格を見ることのできる範囲は、町長、当該工事担当課長、担当者の3名から4名だけでございます。

続いて第4の、これまでの最低制限価格と同額もしくはほぼ近い価格での落札実績についてですが、年間100件を超える数の入札を執行しており、当たり前であるとか不自然であるとの認識はございませんでした。

続いて、低入札価格の調査制度についてであります。低入札価格調査制度の対象となる建設工事を、当町においては予定価格が5,000万円以上の建設工事としており、その工事の発注を行う際に調査基準価格を設定し、調査基準価格を下回る価格をもって契約の申し込みをした者を落札者とすべき事態が生じたときは、当該契約の申し込みの価格の内訳等を精査し、その者により当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについての調査を行い、その上で調査に合格すれば落札者となります。

続いて第5の、入札制度を調査・監視する体制についてですが、当町では公共事業等の入札・契約制度及びその運営を調査検討するための組織として、紀美野町入札・契約制度検討委員会を設置してございます。これまでは、落札実績を振り返って調査・検証を行うといったようなことはできておりませんでした。今回の事件を受けまして、この紀美野町入札・契約制度検討委員会においても当町の入札制度の見直しを検討するとともに、不正の兆候を検知するための監視機能の強化を図るべく、委員会での取り組みを現在進めているところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは私からは、廣瀬議員の1つ目の、現状の入札制度についての6番目と7番目及び2つ目のプレミアムつき商品券についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず1つ目、現状の入札制度のについての6番目の内部通報制度についての御質問にお答えをいたします。内部通報制度については、公益通報者保護法の施行に伴い、当町で

は平成20年に紀美野町職員等の公益通報に関する要綱を定め、職員等からの通報を適切に処理するとともに、通報者の保護を図る体制を整えています。担当する窓口は総務課ですが、平成20年に定めて以降、相談等の実績はありません。公益通報者の保護につきましては、まず公益通報者保護法にて、内部通報者を解雇する等の不利益な取り扱いをすることを禁止しています。当町の要綱の第10条には、公益通報者に関する情報は非公開とするとともに、公益通報者は、通報したことにより人事、給与その他の職員の勤務条件の取り扱いについていかなる不利益も受けないと規定し、通報者個人情報秘匿されるとともに、給与等に不利益を受けないことが保証されております。

続きまして、7番目の研修制度についてお答えさせていただきます。

コンプライアンスに関する研修については、まず新規採用の時点で公務員倫理や服務についての研修を必ず実施し、その後については、和歌山県研修協議会が開催する公務員倫理関係の研修などを任意に受講することにしてあります。当町では職員の資質の向上を目指し、平成22年から職員研修実施計画に基づき計画的に研修に参加できるよう環境を整えるとともに、セキュリティ研修やハラスメント研修なども繰り返し行ってきたところであります。

しかし、今回の事件のように、法を守るべき立場の職員が、公正な入札を妨害したことが事実であったならば、公務員としてあるまじき行為であります。このため、公務員倫理と入札事務に関する研修を早急に実施いたします。そして同じ過ちを繰り返さないよう職員一人一人が公務員としての自覚を持ち、法令を遵守するよう綱紀粛正を図るとともに、職員全員が一丸となって再発防止と町民からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

続きまして、廣瀬議員の2つ目の、プレミアム付商品券についての御質問にお答えをします。

まず1点目の販売率についてでございますが、まず14%程度というのは、非課税者が購入引換券を申請した割合でございます。対象となる非課税者は2,267人で、そのうち323人が申請しましたので、14.25%になりました。申請した方が購入引換券で購入した5,000円分単位商品券の冊数は1,126冊で、非課税者全体の9.93%でございます。子育て世帯の対象者99人については、購入した冊数は171冊で、子育て世帯対象者の34.55%でございます。

2点目の申請率低下の原因については、このプレミアム付商品券事業は、非課税者の

ため消費税の増税に伴う影響が大きい方が対象となっています。問い合わせでよく耳にしたのが、次の２点であります。

その１点は、対象者の方が商品券を購入するためには、まず自己負担金が発生するということです。２万５,０００円分のプレミアム付商品券を購入するには、まず２万円の自己負担が生じるわけでございます。もう１点は、当町内には大型のスーパーマーケットや量販店がなく、効率的に生活必需品を網羅できないことが、対象者の購買意欲を欠く大きな原因になったのではないかと考えています。

それから３点目の販売目標については、対象者全員が上限の２万５,０００円分を購入されることを前提に予算計上させていただきました。

また、目標達成に向けての取り組みについては、町内の商店の活性化を推進するため、商工会に販売業務等を委託することで、商工会加盟店や応募された店舗も加え、８４店舗で商品券の使用を可能といたしました。広報活動では、商品券を使用できる店舗を回覧でお知らせをしたり、町広報きみのには１０月号から毎月、プレミアム付商品券の記事を掲載いたしました。また、平日に商工会で商品券を購入できない方のために、１０月と１１月の日曜日には、中央公民館で臨時の販売店を開設いたしました。

このような取り組みを行ってまいりましたが、申請率が伸びず非常に低調な結果となり、残念であります。

以上で廣瀬議員の御質問のお答えとさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で１回目の答弁が終わりました。

これより２回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

２番、廣瀬隆一君。

○２番（廣瀬隆一君） それでは再度質問のほうをさせていただきます。

先ほどの町長のほうからも、思いもよらなかったという言葉が表に出てきたわけなんですけれども、なかなかというんですか、今回の件が、その状況というんですかね、表に初めて出たというような認識に聞こえてしまうんですね。今までにも当然、同等の金額もしくは近い数字というのがあったかと思うんですけれども、もっともっとやっぱり、警戒するっていう言葉が正しいかどうか分かりませんが、やっぱり起こり得ると、常にそういう意識の中で物事を捉えてやっていくということではなかったら、結果的に起

きてしまったということであつたら、要はこういう事件に関しては、俗に言う公務員の事件というのは後を絶たないわけですよ。では何で後を絶たないかという話にもなってきますので、その中の一つが当町でも現実問題として起きているということですので、もっともっとやっぱりまず危機意識を持ってやっていただかないと、やっぱり思いもよらなかったという言葉はちょっと不安なんですけど、もう一回ちょっとお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 廣瀬議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、やはり危機感を持って絶えずチェックをしていけという御指摘であろうかと思ひます。もうおっしゃるとおりであろうかと思ひますが、こうした漏えいっていうのは、我々公務員にとりましては本当に想定外のことなんです。そうした中でチェックをしたおつたんですが、そうした事実があつたということは事実でございますので、今後は入札制度等の検討委員会でその入札制度自体を検証しながら検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） どちらにしても、二度と起きてはいけないという意識の中では、最終的に事件の解決も含めて、しっかりとこの入札制度そのものの確立をしていかなければならないというふうには考えております。その中で、先ほどその最低制限価格を見ることのできる人ということの中で、町長を含めて担当課長、担当者、三、四名あるというお話でしたよね。だから結局ここが結果的には該当してたということになるんですけれども、そもそもこの漏えいしたという認識と、この最低価格にたどり着けたんじゃないかという、ちょっと考え方もあるんですね。というのは、入札制度そのもので設計価格があつて、当然それから順次落としていって、最終的に最低制限価格つてなるかと思うんですけれども、いわゆるこの入札の場数を踏んでいけば、多分近づいてくるんじゃないかと。要は、ちょっと細かいことはどういうふうに行われているのか僕は認識してませんが、例えばパーセント、パーセントで来れば、設定価格の何%というような形でこれを決めていけば、読めてくると。

それと、今読めるという、ちょっと細かいこと、内容はよくわかりませんが、そもそもが、職員の中に積算をできる人材というのは、まずどれぐらいいてるんですかね。要は見積もり自体にどれだけ職員がかかわれるかと。要は俗に言うコンサル入れて、

図面に対して数量拾わせて、もうパソコンで入力作業すれば積算価格が出てくると。多分端的にはそういう話やと思います。だからそういうことであれば、そのソフト自体も、業者もある程度持ってますね、その積算のソフト自体は。そうするとだんだんだんだん入札を重ねれば近づいてくるんじゃないかというふうにも思いますが、そこら辺はいかがですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課主幹、森谷君。

○建設課主幹（森谷克美君） それでは廣瀬議員の、積算できる職員の数と設計システムソフトについてお答えさせていただきます。

現在建設課で設計を担当している職員は本庁で4名、支所で2名、計6名が技術職員として設計を行っております。

それと積算システムについてですけれども、県の積算システムの協議会のほうから県下で加入している市町村が使用している積算システムというのはございます。ただそれが土木事業所でどのようなシステムを使っているかというのは、ちょっとこちらのほうでは把握しておりませんので、必ず同じものとは思ってございません。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） 今人材のほうは4名、2名の6人というお話でしたから、要は現実問題として年間に数件の仕事しなければ対応できる話と、全てのこの工事に関して果たして見られるかという話になると、それを積算、専門で業務をやっているのであれば、もう1年間それをやっていただいたらかなりの件数はこなせるかと思いますが、業務はそれだけだと当然人もいてませんから、ほかのこともあるし、足りないと思うんですね。そういうふうに考えると、どうしてもこの積算という部分に関してはおろそかになるんじゃないか、おろそかっていう言葉はどうか分かりませんが、どうしても細かいところまではチェックが行かないんじゃないかというふうに思うわけなんですね。自分自身もやっぱり1億超える物件で、やっぱり自分で積算を掛けて数字を拾って、契約書まで自分でつくってという、そういう業務をやったこともありますので、土木に関しても。だからそういった意味で言うと、非常にしんどい仕事ではあるかと思います。

だからそういった意味でもっともっと、これは今積算という言葉で、積算の人材というふうに言うてるんですけれども、当然建設課とかでいけば、その工事の管理者ですね、

現場の管理者ですよね、含めて、一回やっぱりきちっとその人材の確保という意味で、当然人件費等の問題もありますけれども、確保していただくと。やっぱりもれないっていうことになる、もう一つちょっとついでに、ついでと言ったらおかしいですが聞きたいんですけども、その最低制限価格に対して、それはただパーセントっていう形だけの決め方ですかね、端数は別ですけども、大体これに対してどれだけやったらっていう感じなのか。例えばその最低制限価格がわからないように、ある別の係数を掛けると、そうすると数字自体はわからないということが出てきますよね、直接、別の方法で。例えば1,000になるんですけども、ほかの数字を掛けるか、この場合は1,000万、次の物件は九百何十万っていうふうになるような、そういうシステムにはしてないですね、システムの的には。それも含めて。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

その最低制限価格についてですけども、最低制限価格は現在はその調整、先ほど廣瀬議員がおっしゃられました調整係数といったものは掛けてはございません。ただ他の市町村でも、そういうことでその最低制限価格を入札のときまで誰もわからないようにするために、調整係数を当日掛けまして、その場で最低制限価格を決定するという方法もとっているところもございます。だからそういうことも、今後ちょっと検討の課題として、そういうことも含めて検討していきたいと考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） それでは人材の確保という意味で、今後のちょっと採用を含めた形の計画を、もし答弁できるのであれば、お答えを先にいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 廣瀬議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、人材の確保と。これは非常に難しい。といいますのは、県とかであればその技術職として採用されてます。しかし当町の場合は、一般職として採用し、そして配属をしていると、こういうふうなシステムになっております。と申しますのは、やはり全庁でも百何人、140人余りの職員しかないわけです。そんな中で一般職としての採用をし、そして配属をさせていただいているということで、いかに技術職として育成していくかというの

が、一つのポイントになろうかと思います。

今後技術職として仮に採用した場合、その技術職としての職を離れられないというようなこともありますんで、こうした小さい町であれば、恐らくその技術専門職として採用していくというのは非常に難しい問題ではないかと。というのは、後々の異動とかそうしたことも考慮した上で検討していかないといけないということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） その件に関しては、今の答弁に関してですけど、理解はするんですけども、現実問題としては、そうは言っても事が起こることに関しては何の防ぐ手だてにもなってませんので、例えばですけど今、6名、先ほどいてるということですけども、この方たちはそしたら一般で当然採用されて、どの段階でそしたら、例えば技術職的な、例えば資格とか含めてとられて、もともと持ってられたのか、職員採用後にそういう技術を身につけたのか、ちょっとそこらを御答弁お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 廣瀬議員の御質問にお答えいたします。

もともとそういう資格を持って職員になったのか、それか職員になってからいろいろ磨かれたのかという御質問なんですが、採用の時点では一般職ってような採用の仕方をしておりますので、その後そこでの経験を積んで、いろんな技術を身につけるに至ったということでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） 入札をされる前後の話になるかと思うんですけども、当然入札金額ですから、一発の金額を業者さんは入れられるかと思うんですけども、その際の工事の内訳書、この確認というのはどういう形で、前後を含めてチェックをされるんですか。だから、要は金額が一緒やったらその内訳の根拠がどうなってるか。イコールなのか差があるのかというようなことのチェックも含めて、そこら辺はどのような体制になっていますか。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 入札の際の工事内訳書についてですけども、入札書と一緒に工事内訳書を提出していただいております。そのときのチェックなんで

すけれども、現実問題といたしましては数字が入ってございます。その合計額、金額と入札額とが合っているかどうかというチェックは行ってございます。ただそこでその個々の細かい内容までは、そこで調書とかっていうことはもちろんできませんので、そこまではチェックはしてございません。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） 細かいチェックはできてない、金額の合わせというような感じなんですけれども、そしたら今回の件に関しても、入札金額がもれたということなんですけれども、じゃあその際には何もそれに関するチェックは、先ほどありました、おかしいとかそういう部分ではなかったということで、最終契約に至って発注書という流れになってしまったということでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） お答えいたします。

きのう西口議員の質問にもお答えいたしましたけれども、入札の前とか入札当日にはしっかりとチェック、きちっとしてるんですが、入札後においてそれを振り返ってどうであったかとかっていうチェック、また検証っていうのは今まではできていなかったのは事実でございます。申し上げておりますように、これからの再犯防止に向けて、入札契約検討委員会でそういったことも検討しておるところでございますし、監査委員にも依頼していろいろしていただいている中で、今後再犯防止に向けて入札後のチェック、検証をきちっとしていくということを、その必要性を十分認識してございますので、これからはそれも十分気をつけてやっていきたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） この入札自体の細かいやり方を理解していない部分も確かにあるんですけれども、この入札に関して、業者に対して開示というかわかる数字的なことっていうのは、あるんですかね。だから例えば何々の工事をやります、これの入札ですってなったときに、設計価格とかっていうのは表に出ますかね、例えば。そうすると、さっきの話じゃないですけれども、設計価格の何%とこういう計算が成り立っていくとなるんですけど、そういう数字的には最低制限価格はそれは絶対にはないですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 予定価格につきましては、現在設計額イコール予定価格ということで設定をしてございます。その予定価格につきましては、事前公表、入札の執行通知書を送る際にその金額を入れて、そして通知をしてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 2 番、廣瀬隆一君。

○2 番（廣瀬隆一君） そうしますと、僕の認識が正しいかどうかは別として、またお答えいただいたらいいんですけども、いわゆる設計価格と最低制限価格、多分この差が少ないと思うんですけども、以前というか昔というか、かなりこの開きがあったような気がしているんですね。だからその差が縮まれば縮まるほど、当然値に近づくということになりますので、そこら辺はその過去と比べて現在の、細かい数字はあれですけど、大体設計価格の何%ってなると、そこら辺どうなんですかね。多分80%台とかそんなんがあったような気もするんですけども、今多分100に近い数字ではないかなと思うんですけど、そこら辺いかがですかね。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 最低制限価格につきましては、現在予定価格の75%から92%の間で設定するという事になってございます。ちょっと過去の数字なんですけれども、一概に何%とかは言えませんが、80%から85%っていうのが多いというふうに認識をしてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 2 番、廣瀬隆一君。

○2 番（廣瀬隆一君） ありがとうございます。

この入札の関係で最後に、最後というか、研修制度ということに関してちょっと再度確認をしていきたいというふうに思っております。当然今までにも研修というのはされてきたと思うんですけども、研修しても事が起きます。これは現実の問題ですよね。少なくともですけども、職員の研修をすれば済むような、そういう認識になってしまっているんですけども、まず一つ目に、きのうの答弁の中で、28年に研修をされたというお話がございました。当然建設課長、入ってますよね。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 28年2月に行った研修だと思います。これはもう全

職員を対象にしましたし、議員の皆様にも出ていただいて受講していただきました。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） 当然のことながら、よほどの事情がない限りもれる人は少ないかと思うんですけど、研修に参加されてもやっぱり起きるわけなんですね。だからどんな研修したら起こらないという話に、結果的にはなってくるんかと思うんですね。僕らもいろんな研修受けますけれども、基本的に講師の話聞くというパターンが多いように思うんですね。100人おったら多分、かなりの人が疲れてくると思います。本当に真剣になって聞いている人、もう絶対100%の保障は僕はようしませんけれども、自分自身もそう思ってます。

やっぱり研修制度そのもののあり方っていうか、そこらももっと考えていかないと、やっぱり自分らで考えるっていう研修制度そのもの、わかりやすく言えばワークショップ的な、だから自分らでこれをどうやったらっていう、そういう意識づけがなければ、結果的には研修のタイトルは非常に強いんですけども、個人個人にするとそのタイトルに対する危機感というのは、本当にあるのかということだと思うんですね。だからもっともっとやっぱり自発的にその研修に参加できるような体制をつくって、この件に関しては、例えば入札制度に関してはもっと細かく、ただ単に講師の話聞くんじゃないで、本当になくなる方法があるのかなのかっていう。だから本当に、僕自身は果たして不祥事自体がゼロになることがあるかという疑問は持ってます、当然。やっぱりどんなことであっても個人個人の人間の行為ですので、そこら辺は保障ができませんので、そういった意味で今後の研修に関してもっともっと厳しくというか、方法を考えてやっていただけるかなと、ちょっとそこら辺のお話をお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 廣瀬議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

私は、この職員の資質の向上という面から言っても、やはりこの研修は機会あるごとに受けてほしいということで、職員に、そしてまたそうした各課長にも職員にできるだけ受けさせてやってほしいというふうなことで、体制をやっております。

そうした中で県の町村会、市町村会、協議会ですね、研修協議会っていうんですが、そこでもやっています。それへも参加をし、そして町独自の研修も皆さん参加していただいと。先ほど総務課長が申し上げましたが、28年のときもやはり公務員倫理とそして守秘義務、これについて講師さんに来ていただいて、みな、160名の職員の中で

10名の議員さんも入られておりましたが、そうした中で研修を重ねてまいったという
ようなことでございます。

これにつきましては、やはり資質の向上だけではなく、やはりこうした事件も起こ
っております。そんなことも踏まえ、二度とこうしたことが起こらないようにさらに研
修に力を入れてまいりたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思
います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） 僕、研修をやられていないという意味合いは一言も思っ
ていないんですけれども、研修はやられているんですけれども、と。だから講師の話が中心
で、自分らから自発的にそれに対してというか、物事に対していろんなことを考えてい
くという機会が、研修の機会はあるんですよ。でも自分らが果たしてそれに対して考え
てやっていくという、そういう研修があるのかなということで、もっともっと深い意味
で研修の中身を考えていってはどうかと。だから講師さんと呼んで、いろんな研修があ
ります。だから講師を呼んでやること自体が悪いということではないんですけれども、
やっぱり自発的に、要は上から、今度はこの研修があるから全員参加しなさいというこ
とも一つかと思えますけれども、やっぱり本来であれば、職員の中からこういう研修を
してくれたらどうですかとかいうお話があってもいいのかなと。やっぱりそれがないと
いうことが、やっぱり職員一人一人の危機管理も含めて、やっぱり前向きな体制とい
うんですか、対応をとっていただくような、そういう研修ができないのかなというこ
とです、もう一度よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 廣瀬議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、こ
の研修につきまして、本当に私はできるだけ研修を受けなさいというのは、やはり自
発的に皆さん受けてくださいよと。そして受けた研修については総務課へ報告をしてくだ
さいということまで言っております。そうした中で、現在まで資質の向上を図り、そし
てやはり町民の皆さんに安心していただけるような、そうした職員倫理っちゅうんです
か、公務員倫理、これらも踏まえた上でやはりこの研修を受けていただいているという
ふうに、私は認識をいたしております。そんな中でございますので、やはりこうした研
修の強化というのを踏まえて、二度とこうしたことが起こらないように努力してまいり

たい、また検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） それではもうこの入札の件に関しては最後に、今回このような不祥事件が起きたということで、当然のことながら二度と起こさないために、また町民からの信頼回復を図っていくためということで、町長の不正防止に対する、改めて決意をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 廣瀬議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

これはもう私ども、こうした漏えいというのは本当に思いもよらない、想定外のことであったということでございますが、やはり職員一人一人のその資質の向上ですね、そしてまた質の向上を図る意味からも、やはり研修を重ね、そして二度とこうした事件を起こさないように研修を重ねてまいりたい、また職員一人一人の資質の向上を図ってまいりたい、そのように思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） ありがとうございます。

続いて2つ目の、商品券の件に移りたいと思います。

今回、非常に低調に終わってしまったと。結果だけで行くとそういうことだと思うんですけれども、予算も組みまして、当然100%を目指したということなんですけれども、僕もさっき言いましたけれども、やっぱり懸念したとおり低調に終わったと。

要はこの商品の購入ということに関しては、商品券云々ということではなくて、まず現実問題、買う店がどこにあるというのがありますよね。商品券買ってもプレミアムついてても、商品がそろってないし、場合によってはお店が1軒しかないとか、当然、御高齢で交通手段がなければもう歩いていけない、いろんな問題も生じてきますし、当然使う前に申請するに当たっても、基本は支所で10、11月は公民館で日曜日だけやったと。かといって、公民館日曜日だからって公民館行くのに、バス動いてませんよね、当然、日曜日ですから。どうやって買いに行くんですかと。支所にしても、もう回りまわってたどり着くという、こういう現実もあるわけなんですね。そうすると当然、もう行くこと自体に意欲を欠いてしまうという。だからその申請することと、買っても買う

場所がないというこの2つが大きい、大きいというよりこれはもう最初からわかったことだと思うんですけれども、それでもやっぱりこの商品券のこの事業というの、国から全国一斉でやったから、もうやったということではちょっと今後も含めてやっぱり問題があるのかなというふうに思うんですけど、まずその点はどうか。

総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） プレミアム付商品券事業についてお答えをしていきます。

まず、議員仰せのとおり、国の補助金をいただいて全てやっておるところであります。それで全国一律の要綱で国はするんですが、当町の現状、先ほど議員もおっしゃられましたけど、お店も少ない、買いに行く手段も乏しい、そして初めから使うために自己負担が要するというそういう状況の中で、やはり全国一律というのは非常に当町は不利な点が多いなというのは私どもも思っておりましたが、これだけ低調な結果に終わるというのは、ちょっと予想もしておりませんでした。非常に残念に思っておるところであります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） 予想もされてなかったというお話もあったんですけども、結果はどうあれ、やったらいいかどうかというのは別にしてですけども、僕も途中でお話をさせていただきましたけれども、海南市の場合は1カ月申請を延長しました。その情報をもとに、当然お伝えはさせていただいたんですね。だから1カ月延長したから14.何%が飛躍的にふえるかというのはまた別問題の話なんですけれども、情報は提供させていただきましたので、少なからず最後まで努力はしてもよかったんじゃないかなというふうに思います。それは12月の時点でしたけれども、ちなみにその段階で海南市は45%ということでありました。当然お店のことも全然違いますので、条件は違いますが、ちょっとそこら辺1回お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 議員からも情報もいただきました。うちも最終の申し込みの期間というのはほかよりも多少多くしておりましたんで、しかし延長したというのではありませんでしたので、議員に情報もいただいたんですが、結果的には長期間の延長という結果には至っておりません。なかなか12月是他市を見ましても、本当に伸

びていかない、数字が伸びない状況でありましたんで、危機的な状況にはあったんですが、毎月広報でも流しますし、そしてまた対象者の方にはもともとその申請用紙は届けておるんで、封筒を開封してそして本人さんや家族の方は、そういう、一度見ていらっしゃるとは思うんですが、なかなかその申請には至らず余りうまみがないと思われたきらいもあるかと思うんですが、いろんな諸条件が当町にとっては不利だったので、非常に少ない、非課税の世帯で言えば10%、1割の方しか申請をされなかったということでありますんで、非常に残念としか言いようがありません。申しわけありません。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） その今回の事業に関する、ちょっと国からのやり方に関してはちょっと内容を承知しませんが、こういう地域でありますので、普通に考えれば、大変なことではあるんですけども、来ることが難しいんであれば訪ねていったらという話になるかと思うんですね。だからそれは職員の負担はというか、職員というかちょっとどういう、非課税の方々はちょっといろんな問題はあるかとは思いますが、方法としてそういうことが、まずできたかできなかったかも当然、通達の中にはあるかと思うので、その最初に言いました目標を立てて努力していくという中では、当然低調になればその逆のことをやらざるを得ない、事は起きるんですけどそれがやれるのかやれないのかわかりません、僕はその中身を知りませんので、そんなことを含めて対策はとれなかったのか。だから当然バスを走らせるよっていうのも一つの例ですけども、購入に行かれる方はと。だからその非課税の方は当然、私非課税ですよということを表に出すことが嫌だという方もおられるかもしれないし、だからそれは一概には言えないですけども、そういう対策というのは不可能だったんですかね、やること自体が。それともそういう意識はあったけれどもやらなかったのか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 非課税の方というのは当然個人の情報でありますんで、当町も総務課、税務課それから保健福祉課、そこと連携をとって今通知をさせていただいたわけなんです。それで今から考えればあれもできる、これもできるって、それはいろんなことをすれば多分できることもあったかと思います。例えばその民生委員さんとかが訪問されたときに、同じように申請されたっていうふうに聞いてもらうとか、そういうことは可能だったかもしれませんが、ただそれも個人の情報でもありますし、お金も要ることなんで、そういうのを勧めて回るっていうのはこれまた詐欺につながるよう

なこともあるかもしれない、いろいろなことも想定して、なかなかお金をまず出してもらわんなんこと自体、お宅へ回って言うっていうのは非常に抵抗は、私はありました。それで全ての対象者の方の家には通知は行ってるんで、これが一つ、第一段階は突破しているというふうに、私は認識をしておりました。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2 番、廣瀬隆一君。

○2 番（廣瀬隆一君） 非常に厳しいことは承知の上で、ちょっといろいろと聞いておりますけれども、最後にこの今回の商品券だけにかかわらず、要はもう都市部ではやれてもこの山間部では全く通用しないというこういう政策というのが、当然あるわけなんですね。だからそういった意味では、もっとその同じこの今回の商品券でも、もっと紀美野町よりも使い辛かったところは全国多々あると思うんですね、離島もありますし。そういった意味で、もっともっとせっかくのこの、別にプレミアムがついているわけですから、細かい個人のことは別として、やっぱり町村会等通じて、やっぱりこういうやり方はおかしいんじゃないかと、もっと我々の地域でももっとこれが利用できるように、そういう申し入れをしていただくとか。もう極端な話をすると、費用を使って商品券の販売行為をするのであれば、プレミアムの5,000円分を一律配ったらどうかという話に、そのほうが予算少なくて済むと、結果的には、極端な話ですけどね。だからその地域によってはこの地域格差っていうのが大きな問題に、これからもどんどんどんどんなってくるかと思います。消費税10%でとまるという保証ありませんし、そういった意味でもっとこの同じ政策が地域によってランク分けされて、こういう地域では同じ政策であるけれども、全国一律ではなくてこういう対応をしても結構ですよというような、そういう申し入れをぜひやっていただきたいと。きょうはプレミアムの分ですからそれ以上言いませんけれども、そういう申し入れをぜひやっていただきたいんですけど、どうですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 廣瀬議員の、プレミアム券につきましての販売促進について、いろいろ御質問があったわけですが、これにつきましては国からこういうことでしなさいという指示のもとに企画が決められて、そして販売をさせていただいたと、こういうふうなことでございまして、紀美野町としましてはこの平日にその商品券を、プレミアム券を購入できない方もあるだろうと。だからその10月、11月につい

ては、日曜日も中央公民館で販売をしてますということまで努力をしながらやってきたんですが、議員おっしゃられるように大きな都市と、またこうした山間部と、いろいろ違いがあるかと思います。そうした中で同じ政策で来てますんで、今後機会あるごとにそうしたことについて要望もし、やっていきたいと思いますんで、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって廣瀬議員の一般質問が終わりました。

続いて6番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） それでは議長の許可を得まして、一般質問に移ります。

質問の1点目は、公立・公的病院の再編統合についての町の認識を問います。

厚生労働省は、病床数を削減することを目的に、全国の公立・公的医療機関を対象に、再編統合の必要性について再検証を行い、全国440の病院について再編統合について特に議論が必要とする分析をまとめ、病院名を公表しました。早くも現場から、頭ごなしの国のやり方に批判が高まっています。

今後地域の医療計画をつくる各都道府県に対し、地域内の他の病院などと協議しながら、20年9月末までに対応方針を決めるよう求めるとともに、病院への統合や病床数の削減、診療機能の縮小などを25年までに終わるよう要請するとしています。2017年度時点で全国1,652の公立・公的病院のうち、1,455病院の診療実績をもとに分析したが、厚労省が440病院を選んだのは、がんや救急など診療領域で他地域と比べて実績が少ない、近隣に同程度の実績を持つ病院があるなど、機械的基準によるものであり、それぞれの病院が有している歴史的な役割や交通事情、僻地で医療を行っている現状が全く考慮されていません。

国は、全都道府県につくらせた地域医療構想をてこに病床削減を狙っていますが、現在のスピードでは2025年の期限までに病床削減の目標が達成できないとして、もう一段の対応が必要と問題視し、都道府県に対して構想区域ごとの調整会議で、公立・公的病院に統合再編など再検討を要請、重点区域を設定し、統合再編の方向性などについて直接助言するといった対策を打ち出しています。

厳しい現状の中で地域医療を支える医療機関の努力に応え、医師不足の解決など地域医療提供体制を拡充することこそ、国や県に求められています。再検証の要請は新公立

病院改革プランや公的医療機関等 2025 プランをもとに、地域の調整会議で一旦合意したものを国が強引にくつがえし、期限を切って地域医療構想の実現のため、病院統廃合やダウンサイジングを行うという結論へ導くことを狙ったものであり、地方・地域の自治や主権をないがしろにしているといわざるを得ませんが、町の認識をお聞かせください。

次に、紀美野町太陽光発電所計画について質問します。

全国的にふえている事業用の太陽光発電施設で、自然災害時の崩落や火災が相次いでいます。報道によれば、2017 年度に経済産業省に報告された事故は、前年度 2.7 倍の 89 件で、西日本豪雨や台風に襲われた 2018 年度、2019 年度も各地で発生しました。こうした事故は住宅地に近い場所でも起きており、規制を進めている自治体もあると聞きます。

2018 年 7 月の西日本豪雨では、兵庫県姫路市北部の中山間地域で、太陽光パネル約 1,300 枚が中腹から崩れ落ち、斜面もむき出しのままになっています。また神戸市須磨区でも新幹線線路脇で崩落が起きました。9 月の台風 21 号では、大阪市住之江区のパネルが強風で飛散し、近隣の建物などを損壊しました。千葉縣市原市の住宅地近くのダム湖では、2019 年 9 月の台風 15 号で湖面に設置された太陽光パネルが強風でめくれて折り重なり、火災が起きました。

報道によると経産省の把握では、法令で報告が義務づけられた出力 60 キロワット以上施設の事故は 2016 年度 33 件で、100 万キロワット当たりの事故率 3.6 %でしたが、2017 年度 89 件で、事故率 7.1 %に急増しました。18 年度は集約中ですが、西日本豪雨では水没や土砂崩れによる事故が 19 件あり、台風 21 号などの被害も含めると少なくとも 48 件は起きています。

世界有数の自然災害国と呼ばれる日本は、島国であることと気候の特徴から、多種多様な災害に見舞われます。一昨年西日本を中心に甚大な被害をもたらした西日本豪雨は、河川の氾濫、浸水、土砂災害などが発生し、死者・行方不明者が多数出ました。この豪雨の原因は、台風及び前線の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続けた結果です。土砂災害が多い主な理由は、雨が多いことともろい地質の山が多いことです。特に日本は世界平均の 2 倍の降水量と言われており、大雨の際には常に土砂災害が警戒されます。

紀美野町太陽光発電所建設が予定されている山林は、専門家によれば、頂部緩斜面縁

辺には新規の崩壊跡が随所に認められ、岩盤地すべりを含む岩盤のゆるみなど、斜面変動が著しいとのことです。また谷底には崩土や土石流堆積物が堆積し、大雨時には斜面崩壊、崩土の流出、土石流が頻繁に発生したことを示しており、大雨時には地すべりや岩盤のゆるみは崩壊に至ると指摘しています。そして計画地の西側斜面及び北側斜面は急傾斜に加えて斜面変動が著しく、斜面崩壊が発生するおそれがあり、現地形では斜面崩壊による土石流は谷にとどまっていたものが、造成による大規模な改変、地形の平坦化、樹木による抑止効果がなくなるため、造成地を流れ下ることが可能となり、檜河池や皿池まで達するおそれがあると警告しています。

そのような山林約36ヘクタールのうち12.6ヘクタールを造成し、3万8,000枚ものモジュールを敷き詰めて太陽光発電所を建設した場合、2018年7月の西日本豪雨や同年9月の台風21号のような災害に遭えば、崩落やパネルの飛散が起こる可能性は極めて高いと思われますが、町としての認識をお聞かせください。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、田代議員の1番目の公立・公的病院の再編統合についての御質問にお答えいたします。

地域医療構想における病院再編につきましては、国が一方的に公表したものであり、多くの団体や協議会からさまざまな批判的意見が出されていきました。野上厚生病院においても公表の対象とされ、地域住民に過度な不安を与えてしまいましたことは、大変遺憾であります。後に厚労省も認めているとおり、地域の実情に即していない公表であったとするところであります。野上厚生病院は、海南・海草地域の僻地拠点病院として地域医療に従事し、また精神科医療をも担っております。現在、一般病棟154床、内訳といたしまして急性期43床、回復期57床、慢性期54床と精神科病棟100床の計254床となっております。和歌山医療圏域における地域医療構想の機能病床数の指標では、急性期病床が比較的多く、回復期病床の割合が低いとされています。海南・海草では回復期がなかったことから、野上厚生病院は、平成28年12月に急性期病床100床のうち1病棟の57床を、回復期である地域包括ケア病棟に転換してございます。

このように、和歌山医療圏域における地域医療構想にいち早く取り組んできたところでございます。

さらに、当地域の今後の実情（人口減少・高齢化、また医師の働き方改革）を考慮し、未来を見据え、野上厚生病院を地域の病院として存続させて行くためには、時代の変調にどのように対応していかなければならないかを協議していくことは、今回の厚労省の公表以前より始めているところでございます。現在においても、近隣病院との連携、さらなる病床機能の転換、病床数削減も視野に入れ、地域で安定した医療を提供していくための厚生病院のあり方について、構成市町として海南市とともに協議を重ね、進めているところでございます。

町といたしましても、野上厚生病院は地域になくてはならない病院であり、僻地拠点病院として、病床機能及び病床数の変更についても考慮しながら、より充実した医療を継続して提供できる病院であるよう支援してまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、公立・公的病院の再編統合についての答弁とさせていただきます。

続きまして、田代議員の２番目の紀美野町太陽光発電所計画についての御質問にお答えいたします。

紀美野町太陽光発電所事業計画につきましては、合同会社紀美野ソーラーパークが、紀美野町小畑、かしこ池の北側へメガソーラーを設置するために、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、令和元年８月９日付で事業計画認定申請書を県へ提出したものでございます。

議員御指摘されます災害時の崩落やパネル飛散については、当然懸念されることあります。事業者は、事業計画認定申請書を県へ提出する前に、町と協議が必要になります。その協議においては、町は崩落やパネル飛散について安全確保を図るため、適切な対策を講じるよう指示しています。また、事業計画認定申請が提出された後においても、パネル飛散防止、地質調査に伴う安全確保を徹底するよう、県へ町長意見として提出してございます。県は、これらを含めた多くの関係住民の意見を取りまとめ、令和元年１１月８日付で事業者へ通知しています。事業者は、これに対する対策や対応方法を、回答書として県へ提出することになります。令和２年２月現在の進捗状況につきましては、依然としてきちんとした回答が県へ提出されていないと聞いてございます。町といたしましても、事業計画に対して地域で不安に感じている方が多勢いるという声も聞いてい

ますので、県との情報連携を密にして今後の動向を注視してまいりますので、御理解賜りたいと思います。

以上で、紀美野町太陽光発電所計画についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより2回目以降の質問は、自席で起立して通告項目に従い質問・答弁をしてください。

6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） それでは質問の1点目、公立・公的病院の再編統合について、町の認識を問いました。これは厚生病院だけの問題ではなく、そういうことへの国の姿勢に対して、町としてどんなふうを受けとめているのかという趣旨で質問しました。

再検証の要請対象が最も多いのは北海道の54病院、次いで新潟22病院、宮城19病院などとなっています。公立・公的医療機関等に占める要請対象病院の割合が高いのは、新潟が53.7%、それから以下北海道が48.6%、宮城県が47.5%となっています。病床規模別では199床以下が73%で、中小病院が7割を占めています。人口規模別では20万人以上50万人未満が171病院で40%、20万人以下が119病院で28%と多く、7割が地方の中小病院を対象としています。これが特徴なんです。

言いたいのは、地方では特に医師、看護師の確保が難しい中で地方の中小病院の診療実績が少ないことは、初めから推測できます。地方の中小病院に再編統合、機能移転、病床のダウンサイジングを迫るのは、初めから結論ありきの基準設定だと思いますが、町としてはこの点についてどう認識されているのかお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、この野上厚生病院の構成町の一つである紀美野町、この僻地医療の拠点病院ということで、非常に重要視しております。そうした中で、実は先ほど課長も申し上げましたが、この野上厚生病院につきましてこうした発表があったと。これはけしからんということで、実は地域医療構想における僻地医療の拠点病院としての役割を無視した、一方的な国の統廃合問題の発表であったと。これに対しまして憤りを感じまして、その旨当病院の管理者を通して、和歌山県知事にその旨を伝えました。そして和歌山県知事はこれに対し、定例の記者発表におきまして、地方自治を無視した国の越権行為であるということを、

はっきり新聞にも載せていただいたというようなことでございます。そうした反論は行
ってまいりました。

国保野上厚生病院の、議会の中でも、これについては御質問がありまして、そして人
口減少また医師不足等の中で運営状況は非常に厳しいものと。そんな中で医師不
足の解消等に向けて執行部と議会が一体となって強く要望していく旨の意思疎通を図っ
たところございまして、やはりこの僻地医療の拠点である野上厚生病院、これをやは
り紀美野町としては存続をさせていきたい、また確保していきたい、そうした思いであ
りますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 基準設定の中に類似というのがあるんです、似てるとい

類似とは、構想区以内に一定以上の診療実績を要する医療機関が2つ以上ある場合で、
かつお互いの所在地が近接している場合を言うとなっている。当然類似かつ近接の基準
に該当しても、人口100万人以上の構想区域の病院は状況が複雑なので、再検証の要
請は行わないとしています、100万必要ですよ。都市部はそのまま、地方には再編
統合を押しつける内容になっています。

類似かつ近接の基準による再検証の要請は、区域内で医療の需給バランスが完結して
いるかどうかは全く勘案されていません。例えば厚生病院と海南市立医療センターのよ
うに、似たような医療機関が複数あることで、お互いにそれぞれ補完し合って地域医療
が守られているということが実情だと思います。

基準に従って再編統合、機能移転、ダウンサイジングを進めれば、地域医療の需給バ
ランスを崩壊の危機にさらすことになります。だからこういう場合は2つの病院がある
からこそ、近隣にあるからこそ、海南・海草地域の医療の需給バランスが整えて、需給
バランスに込んでいるということです。ですから類似かつ近接の基準による再編・再検
証の要請は、区域全体の医療需給バランスを無視していると思います。町としてもこの
点について考え方をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 先日2月の23日に、県のヒアリングがこういった
地域医療構想の件でございました。そのときに今、田代議員言われたとおり、重点支援
区域っていうのは単一の医療機関のダウンサイジングは対象ではないと、議員おっしゃ

るとおりです。なので、海南の医療センターと厚生病院、それぞれどうしますかということでヒアリングがございました。その際は、それぞれの病院で先にそれぞれの病院ができることをしようじゃないかということで、それぞれの立場でヒアリングを受けさせていただきました。

今回の重点支援区域のこの指定には応募をしないとして、今後和歌山医療圏域の医療等の分析を踏まえて、それぞれの立場でそれぞれで考えていくということで答弁させていただきます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） それではこの問題について、これを最後にします。

今焦点となっているのが、感染症対策に果たす公立・公的病院の役割です。今回の病院統廃合の対象になっている病院の中に、感染症指定病院が多数あります。幾つか数えてないんですけど、結構あるらしいんです。感染症対策の病床は、統廃合の国が減らそうとしている、先ほども説明があった急性期病床に当たります。厚生病院じゃなくて海南市立医療センターがあるというのは、急性期病床を抱えているし、厚生病院でもあるんですけど向こうは七一の特別な看護体制を敷いて、看護体制が非常に充実している体制をとってます。

病院など医療機関だけではなく、新型コロナウイルスに対応する体制が、政府や厚生労働省に壊されてきました。新型コロナウイルスの感染拡大に関連して、我が党の田村智子副委員長が昨年4月ですよ、昨年4月の参議院内閣委員会で、国立感染症研究所、今たびたび名前が出てくるんですけど、国立感染症研究所の定員削減による機能弱体化を追求しています。感染研というのは、感染症に対する国の対策・対応の中核を担う機関です。定員削減で退職があっても新規採用しない、不補充になっていると指摘します。予算も10年前から比べて20億円も減らしているということです。今この体制が弱体化していけば、国民の生命や健康の重大な脅威になると体制強化を求めています。

それで何が言いたいかといえ、公的病院を守るといことは感染症に対応する体制を求めていくことになるわけですから、その点も十分認識しながら、そういう対応をしていただきたいと思います。この問題について、これが最後の質問です。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 和歌山県内において7つの指定された病院がござい

ます。感染症として指定された病院ではございますが、野上厚生病院はそうではありません、指定はされておられません。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） それでは太陽光発電計画についての質問をします。

町としても懸念をしていると、そういう災害に遭ったときのね。太陽光発電、特に大きければ大きいほど自然災害に弱いという特徴を持っています。この質問の冒頭に、証拠を紹介したのは、兵庫県姫路市北部の中山間地域、林田町下伊勢の太陽光発電所です。発電出力が750キロワット、だからここで作ろうとしているよりも小さいですね。3,534枚の太陽光パネルのうち1,344枚が破損して、70台のパワーコンディショナーのうち60台が破損しました。平成30年7月7日未明ごろ、豪雨に伴い土砂崩れが発生して、太陽光パネルパワーコンディショナーが崩落して損壊しました。

この発電所は切り土、盛り土をした土地に設置されていました。今の計画と全く一緒です。連日の集中豪雨により発電所構内で土砂崩れが発生し、幅、長さともに約50メートルにわたって崩壊しました。その結果、太陽光パネルの約38%、パワーコンディショナーの約86%が崩落してしまいました。

多分そっちから見えにくいと思うんですけど、これがその写真です。うちの太陽光発電で作ろうとしているあれと山の形もよく似てますし、森林のあれにもよく似てます。ないのは、池がこの下にあるかどうかの違いだけでほとんど同じようなもので、余りよく写ってないんですけど、紀美野町太陽光発電所建設計画では、山林約36ヘクタールのうち12.6ヘクタールを造成し、3万8,000枚ものモジュールを敷き詰めて太陽光発電所を建設するということになっています。2018年の7月の西日本豪雨のような災害に遭えば、崩落が起こる可能性は極めて高いと思いますが、この点についての認識をお聞かせください。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 御心配されていることにつきましては、先ほども答弁させていただいたとおりでございます。住民の皆様それぞれで、想定外の災害という言葉が常につきまといえますけれども、そういったことのないようにということで今、事業者の出している回答書というものについて、県が審査してございます。それで適切

でないという事柄がそれに含まれるかっていうことはちょっと聞いてはないんですが、いま一度差し戻しはしてございます。それによって再度県の審査委員会のほうで審査されると聞いてございますので、そういったことのないようにということとはかねがねと、地質調査等々慎重に必ずするようにということで、意見を町長の意見としてつけ加えさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） そういったことのないようにという、そういったことのないようにできるのかどうかということを私は疑問に思います。あんな場所につくって。計画の震災履歴では、この地域に甚大な被害をもたらした 1953 年、昭和 28 年の 7 18 水害、1959 年の伊勢湾台風、1961 年の第 2 室戸台風などの災害を取り上げていません。ということはそんな計算してない、考えに入れてない。

ここの中で記憶しているとおっしゃるのは町長さんぐらいやと思うんですけど、1953 年 7 月 18 日の水害の記録では、貴志川の増水が約 6 メートルにのぼり、上流地域は山崩れが随所に起こり、道路の決壊、河川の氾濫は至るところで起こり、これ県の記録です。橋梁の大部分が流出、田畑の冠水と流水、家屋の流出数数知れず、流出中の家屋から救いを求める者も多数続出したとあります。最も被害の大きかったのは上神野、下神野、長谷毛原、国吉の各村で、交通路は寸断され、濁流渦巻く泥海と化し、災害後数日間は食料物資の輸送ができず空軍機による投下だけに、これ米軍機やと思うんですけど、依存しなければならなかったとなっています。

海草郡の被害は死者 21 名、行方不明 7 名、家屋全壊 254 戸、家屋流出 471 戸となっています。降水量は 17、18 の両日で、高野山が 452 ミリ、龍神 550 ミリ、真国で 432 ミリとなっています、2 日間で。67 年前ですけど、紀美野町でそうした豪雨災害が現に起こっています。

一昨年西日本を中心に甚大な被害をもたらした西日本豪雨、先ほども言いましたが、この豪雨による河川の氾濫、浸水、土砂災害などが発生し、死者・行方不明者が多数出ました。この豪雨の原因は、台風と前線の影響により日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続けた結果です。台風というのは熱帯や亜熱帯の暖かい海から生まれるので、温暖化の影響で今のように気候変動が問題になっている状況では、必ずこの温暖化が続けば台風も増加し続けると思われ、紀美野町でもかつての 7 18 水害のような豪雨に遭遇する可能性は否定できないと思います。

そういう豪雨災害に対しては、どんなにあれをしてもその場所に発電所をつくれば必ず崩落が起こるというふうに考えたほうがいいんじゃないかと思います。その点についての町の認識をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、恐らく1953年と、これは28水の話だと思います。そうした中で大災害が起こったということは、私も後日、後に知りました。といいますのは、やはりこの貴志川の増水、そしてまた有田川の増水ということで大変な被害があったというふうに認識をいたしております。そうした中で今回のその檜河池の上部のパネル、これにつきましては審査会で今こうした住民の不安を取り除くように町からは要望し、そして十分住民の意見を尊重して、そして審査をお願いしたいということで、町長の意見をつけて上申をいたしておりますので、議員が御心配されるような大災害が起こった場合に、果たしてそれでもとまるかという、これはちょっとクエスチョンマークです。しかしながらそれに備えていく、そうした姿勢は私も感じておるところでございます。

そういうことであと審査会で御指示をいただいて、そして皆さん方の不安を取り除けるような、そうした対応をしていただくようさらにこれからも上申してまいりたい、そのように思いますので御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 災害についてはその程度にして、せっかく情報公開を求めて公開してもらえたんで、太陽光発電の実施に関する条例第9条の規定による意見、町の意見です。

この中で担当課、建設課なんですが、里道については林地開発に伴う調査を行うとの申請理由により隣接地権者に占有を許可している、太陽光設備を設置するのであれば独占的かつ恒久的な利用となるため、里道の用途廃止及び払い下げの申請を行うこととなっています。

里道の用途及び払い下げ申請には近隣住民の同意が必要なんですが、現実にはその太陽光発電所の近隣の範囲というんですが、同意が必要な近隣の、例えば区長さんであるとか住民の同意が必要な範囲がどの程度なのか、同意が得られる場合には里道の払い下げというのはできないものなのか、その点について担当課に意見を質問いたします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 建設課主幹、森谷君。

○建設課主幹（森谷克美君） 田代議員の御質問にお答えします。

現在太陽光の一団の土地の利用ということで、大きな規模の土地の利用で申請に来られてるんですけども、その中、利用の中に里道が通っております。その里道なんですけれども、対象の地区はどこになるかということですが、小畑地区と動木地区を里道が通っております。現在占用ということで許可させていただいているんですが、その占用の目的が林地開発に伴う地質調査のためということで、一時的な利用ということで許可を出させていただいているんですけども、今後それが太陽光のパネルを敷設されるようであれば一時的な利用では済まない、何十年単位で利用ということになるということで用途廃止、里道を用途廃止して恒久的に使うのであればお願いしたいということで、意見書のほう出させていただいております。

それに対する用途廃止の申請というのは上がってきてはいるんですが、こちらが要求しております近隣の住民の方またはその代表者の同意書が不足しておりますので、そのことを相手業者、申請者の方にお伝えさせていただいているところであります。手続としてはその状態でとまっている状態です。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 同意書がついてないのでということであります。それからもう一つ、住民課にもちょっとお伺いしたいんですが、意見の中に、本町は空、山、川のふれあいのある美しいふるさとを次代に継承するまちづくりを推進しています、これはそのとおりなんです、そのため景観において十分配慮し、近隣地域から太陽光パネルが視覚に入らないような工夫を行うこととなっておりますが、これ3万8,000枚ものパネルが近隣地域から視覚に入らないようにする工夫は可能とっておられるのか、その点お聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 住民の方々からの御意見でございました。できるだけ目に入らないように、景観、その場所に行けば当然見えてくるところがございますが、日ごろその生活圏の中から見えないようにしていただきたいということは、業者には申し伝えてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） これは税務担当者にちょっとお伺いしたいんですが、太陽光発電所ができれば町の税収がふえるからいいのではないかという意見もあります。現実にはこのような太陽光パネルができて、現地に多分事業所はつくらないと思うんですけど、固定資産税は入ると思うんですが、現地に事務所を置かない場合の税収というのはどうなるのか、その点について考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

○税務課長（湯上増巳君） ただいまの質問ですけれども、現地に事務所を置いてということで法人の方になるかと思うんですけれども、法人町民税のほうはその分徴収できるかと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 現地に事務所がない場合はどうなるんでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

○税務課長（湯上増巳君） 現地に事務所がない場合は、3 大要件がありまして、その実態がないということでありますので、そこは課すことはできないとなります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 意見書の中でもう 1 件あります。商工長さんにお伺いしたいと思います。これも意見書の中で、紀美野町太陽光発電所事業に関する意見書で、消防本部の意見ですが、火災発生時に調整地の水利を利用するためには、消防車両が調整池に容易に近づけ、水利部署できる防火道路、幅員 5 メートルを整える必要があり、舗装整備しなければ時間とともに樹木や雑草が生え、形状が変化し、機能なくなると、その場合は消火活動ができないと。7 月 16 日の協議において、今後消防本部と協議していくとのことであるが、必ず実施することというふうになっています。業者が幅員 5 メートルの舗装整備をした防火道路を整えない場合でも、これは消火活動ができないというだけのことなのか、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 今田代議員からいただいた質問に対して答弁させていた

できます。

この太陽光パネルっていいものは、当然のことながら火災が発生した場合には、感電の危険性っていうのが最重点事項として考えなければならないと。しかしながら周囲への延焼防止等々に関しての活動をしなければならないといった観点から、当然水が要ってきます。水利部署をするためには当然ポンプ車、これを部署しなければならないと。それでそのポンプ車が容易に部署するためにはそれなりの道路整備、これが必要であるといったようなことで、今お聞かせいただいたような要望をしているといったような状況でございます。ですからこの太陽光パネルそのものの火災というよりもその周囲への延焼危険、こういったことも勘案した上での要望ということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、田代議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 10 時 58 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 14 分）

○議長（伊都堅仁君） 9 番、向井中洋二君の一般質問を許可します。

（9 番 向井中洋二君 登壇）

○9 番（向井中洋二君） それでは私のほうから 2 点質問をさせていただきます。

まず最初に、買い物弱者対策についてであります。日常の買い物に不便を感じている高齢者などの買い物弱者の問題が、今進んできていると思われれます。こうした問題の解決に向けたこれまでの町の取り組み、また新たな買い物弱者への支援について、町の考え方をお伺いをいたします。

2 つ目に常備消防について。消防庁舎の建てかえに向けた取り組みがされようとしております。そこで消防広域化も含め、町全体を見据えた選定と今後の消防業務強化についてお聞きをいたします。

2 点、よろしくお願いします。

（9 番 向井中洋二君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） それでは、向井中君の質問に対する当局の答弁を求めます。
総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、向井中議員の１点目の、買い物弱者対策についての御質問にお答えをいたします。

地元の商店がなくなったとか、高齢になり自家用車の運転ができないなどの理由で、買い物に苦勞されている住民の方もふえてきていると思います。また一方高齢者の方と話をすると、近隣の市町に住んでいる子供さんが定期的に買い物をして訪問したり、一緒に買い物に連れていったり、地元の方が一緒に買い物に誘ってくれるなど、親子や地域のきずなの深さも感じることもございます。

町では買い物支援の実証実験を、平成２９年１２月から翌年３月にかけて、谷・勝谷地区の高齢者の方を対象に、２週間に一度、タクシーで谷地区の食料品店への買い物の送迎を実施しました。その結果、家の前までタクシーが来てくれて、近くの方と乗り合わせて、会話を楽しみながら、商店で商品を目で見て、手にとって買い物ができることが好評であるということが確認できました。また、商店のほか希望する行き先を尋ねると、診療所や病院、郵便局や農協などの金融機関、町外のスーパーといったところが多く、費用負担についても肯定的でありました。

こうしたことも踏まえ、令和２年度の１０月から外出支援のためタクシー等助成券を交付する事業を開始し、６カ月分の予算も計上してございます。対象者は満７５歳以上で非課税の方、障害者の方、妊婦の方、７０歳以上の免許返納者の方で、今年度は１枚１００円の助成券を６０枚、６，０００円分交付するものでございます。この助成券は、タクシーのみならず大十オレンジバスや紀美野町コミュニティバスの運賃にも使用できるようにいたします。申請はことしの９月から行い、今年度は１０月から翌年３月末まで使用することができます。助成券は本人しか利用できませんが、相乗りなど工夫されて、楽しく買い物などの外出をしていただければと期待しております。また、商品を注文すると配達してくれるシステムを利用している住民の方も多くいらっしゃるようでございます。このような民間サービスも活用していただきつつ、町としても買い物支援対策をより充実したものにしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 私から、向井中議員の２点目の御質問、常備消防について答弁をさせていただきます。

現在の消防庁舎は、昭和５３年１０月に建設されたものでありまして、以来、住民の高齢化と複雑多様化する災害に対応するため、消防職員の増員や車両の増強配備、さらには消防庁舎の増築や改修等を繰り返しながら現在に至っておりますが、庁舎の老朽化や狭隘化は否めない状況で、新庁舎建設は早急に取り組まなければならない重要な課題となっています。このような状況下、建設候補地の選定に当たっては、これまでの歩みや地理的要件、地域別人口及び世帯数並びに災害の発生件数さらには、現状の問題点を解決できる施設設備や大規模災害時への備え等を勘案した有効面積等、さまざまな角度から検討しなければならないと考えています。

なお現在、和歌山県では、消防広域化推進計画の再策定に向けて調整中であることから、新たな計画が示されたならば、広域的な消防力の充実強化が図れるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 以上で１回目の答弁が終わりました。

これより２回目以降の質問は、自席で起立して通告項目に従い質問・答弁をしてください。

９番、向井中洋二君。

○９番（向井中洋二君） 最初に買い物弱者対策についてであります。今総務課長のほうから、今年度の取り組みなどいろいろと説明をいただきました。その取り組みを行うに当たって、この町内の買い物弱者の実態調査の把握っていうのはどのような形でされたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 向井中議員の御質問にお答えします。

町全体の買い物に関するアンケートをとったりとか、そういう住民の意向は聞いておりません。

○議長（伊都堅仁君） ９番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） そういった実態っていうか、紀美野町も東西に長いものですから、やっぱり山間部は山間部の悩み、また中間部は中間部の悩みとかいろんなことがあると思いますので、そういったことも含めて今後検討はしていただきたいと、そういうふうには思います。

それで以前、このことについては、また買い物弱者対策について私が質問したときに答弁をいただいております。その中で、買い物弱者対策として当町においても解決策を研究するとともに、現在複数の民間業者それぞれから買い物弱者解消に関する提案を受け、勉強会などを開催している段階であると。その中の1つに、町内商店に協力を依頼し、取扱商品が掲載されたチラシを作成します。利用者である高齢者が買い物支援サービス事業の協力者にテレビ電話をかけ、商品チラシ等に載っている商品の中から商品を注文して、早朝、注文を受けた業者の方が町内の商店で商品を調達し、配達するということも行くと。それともう2つ目は、高齢者タブレットを利用したサービスの提案も受けていますということの、この2つのことを答弁をいただいております。この取り組みについて成果と、今どのような形をとっておられるのか、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） その答弁を受けて、谷・勝谷地区で、規模は小さいながらもテレビ電話を導入して、この地区でモデル実証実験をさせていただきました。なお高齢者の方でも、テレビ電話に関して割ととつつきがよかったというか、余り抵抗感がなく使えるかなっていう部分はあったんですが、たまたまこのときが台風21号の、谷地区、非常に被災された場所が多くて、結局テレビ電話を置けたのが3台しかなかったんです。皆さんに置ければなおさらいろんな方の御意見は承われたわけなんですけれども、3軒やったということで非常に少数の意見になりますが、買い物には余り使われることはなかったですが、お互いに話をするとか、そういうのには使っていきたいなという御意見はいただきました。なお、そのタブレットの件につきましては現在実験も行っていない、何も進んでいない状況であります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） そのタブレットは使っていないというのはあれなんです、その中で、平成29年にICTを活用で、連携協定ということで紀美野町とNTTさん

のほうで協定を結ばれていると思うんです。その中でも、第2次紀美野町長期総合計画に基づき、ICTを使った地域課題への対応、サービスの向上や産業振興に業者が取り組むため、協定の締結となった。既に町の若手職員と同社社員、ここはNTTですね、そことで利活用、ワーキンググループを発足し、少子高齢化が進み交通手段も限られている町内でストレスなく買い物ができる買い物支援サービスの企画を進めているというのが、和歌山新報のほうに載っております。こういった取り組みの現状、どういうことになっているかお聞きします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） NTTとの協定を結んで、いろいろNTTさんもアドバイスをしてくれ、こちらもいろんな要望を出しつつ、買い物の支援に対してもいろいろと協議をしまいいりました。それでこの谷・勝谷地区のモデル実験、これにはNTTさんも深くかかわっていただきまして、一つには買い物のパンフレット、見本といえますか、どんな、その店が扱っているのかというカタログですね。そういうものもNTTさんがつくってくださったり、あるいはまたテレビ電話のほうもNTTさんが、いろいろとつけるに当たって協力もしていただきましたし、そういう支援もしてくれて、この買い物の実証実験を行えたというのが現状であります。それで、それは平成29年度で終了しておるんですけれども、それ以後もNTTさんからも提案を受けて、例えば集会所とかにこの自動販売機みたいな、そういうものの商品を置いたらどうなという、そういう都会ではそういうものもやってるよというような提案も受けておるんですけれども、そういうのはまだうちは導入云々というところには行っていないんですが、当然そういう新しいことも、こちらには提案はいただいております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） このNTTさんとのこういう連携で、今谷地区でもどんどん進められている、これもきっかけについていうことだったんですが、こういったことをもう少し続けていろんな支援サービスを、こういうワーキンググループを使ってどんどんと助言をしていただくとか、そういう取り組みはどうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 議員おっしゃるとおり、非常に私どもも見地が広がりますし、新しいその施策といいますかそういうものも、町民のためにいろいろ情報収集

するに当たっては非常にいいことなので、今後もそういうことを続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 9 番、向井中洋二君。

○9 番（向井中洋二君） そういう形ではいろいろとまた考えていただいて、進めていっていただきたいと思いますが、とりあえず買い物支援とか買い物弱者の対策として、やっぱり家まで商品を届ける、宅配であったり買い物代行であったりというこの1点。また近くにお店をつくるっていうか、買い物場所の開設であるとか移動販売を促進していく、また家からの出かけやすくする移動手段の提供というのは、今年度から始めていただいておりますが、先に述べたこの2つについて、どんな考えを持っていますか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 向井中議員御質問の、家まで届ける買い物代行、そういった部分、また移動販売の促進ですかね、そのあたりについてなんですけれども、ちょっと町内の現状で言いますと、町内の移動販売車、事業者は4業者ございます。町外の事業者さんで3事業者、またそのほかにも生協さんであったりスーパーマーケットさんであったり、通信販売、それとJAながみねさんの移動販売車が、とれたて広場中心に今動き出したところでございます。とにかく先ほどその課長も申されたように、商品を実際見て、手にとって比べて買いたいっていうのが実証実験の結果でもございましたので、そういった取り組みを促進するために、また商工会等々と連携しつつ行っていければと考えてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 9 番、向井中洋二君。

○9 番（向井中洋二君） この、今産業課長が言われましたんで、この4業者さん、移動販売のことにもちょっとふれたいと思いますが、以前、ちょっと場所は忘れたんですが、美作市のほうでは地域おこし協力隊がこういう移動販売をやったりとか、買い物代行をやっていくっていうような取り組みもされている町もございます。そういった考えも、うちも地域おこし協力隊を入れている町でありますので、そういう考えはどうですか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

○まちづくり課長（山本訓永君） 向井中議員の御質問にお答えいたします。

今のところ、地域おこし協力隊にその移動販売車に携わるような異動を募集するとかいうことは考えておりません。その業務を支援する組織であったりっていうのも必要になってくると思いますので、今はそれは考えておりません。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 9 番、向井中洋二君。

○9 番（向井中洋二君） 今年度から買い物弱者対策ということで、予算も置いて10月からスタートしていただけるということですので、来年度ですね、成果をどのようにまた把握して、次の、その次の年にもこれ以上のサービスができるように考えていただけたらと思います。その辺、買い物支援、買い物弱者対策について最後に町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 向井中議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、今回そうしたタクシー券の助成ということを考え、また検討してまいったところの起点といいますと、やはり皆さん御承知のとおり、この紀美野町の地形、これを見ていただきますと、縦に長い、そしてまた奥に深い、そうした地域が多いという中で、いかに皆さん方に公平に利用していただけるような、そうした方法はないかという中で、まずその買い物弱者対策、そしてまたコミュニティバスはこの本線しか走ってないですね。だからそこへ来るまでに、お年寄り是非常に苦労している箇所もございます。

そうしたことも全て網羅できるような方法として、今回のこのタクシー券の助成ということで検討させていただき、そして実施をさせていただく進めとなったわけでございます。したがって、これによって皆さん相乗りをしたり、いろいろ工夫をさせていただいて、そしてこのいかにタクシー助成券を有効に使っていただけるかということを皆さん方に考えていただく、そしてできればそのタクシー利用券を利用し、そしてまたコミュニティバス、これにも利用できるわけですね。そうしたことも踏まえながら、今後この買い物弱者またコミュニティ対策、バスへの対策ですね、こうしたことも含めてこれを実施したところでございます。

今後とも、ことは10月からということになっておりますが、できれば来年も予算的に認めていただければ引き続きやっていきたいなと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 続きまして、常備消防についてということで質問を切りかえさせていただきます。

先ほど消防長のほうから御答弁いただいたとおり、昭和53年の10月からということで、その答弁の中に庁舎の老朽化や狭隘化は否めないという状況であるということでありました。そのことは建築して42年ということですので、もちろん私もわかっているわけですが、たまに消防署にお伺いすると、本当に限られたスペースで消防職員が訓練をされています。資機材もかなり整ってきている中、その部分は広く訓練をしていただいて職員の力をつけていただくということが、住民の生命や財産を守るということでは大変重要かと思いますので、その部分は消防長のお考えはどうですか。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 向井中議員の御質問にお答えさせていただきます。

今議員がおっしゃられたとおり、現代は複雑多様化する災害が、これはもう全国で多発しておりまして、紀美野町でもいつ発生するかもしれないといったような状況のもと、この限られた施設、また設備で、職員の創意工夫によりできる限りの多種多様な訓練を今現在しているといった状況でございます。

今後新しい庁舎を整備していくという中においては、当然のことながらできる限り多種多様な訓練ができるような訓練施設、これの整備もあわせて行っていきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） そういった中で、この消防署が今は紀美野町消防署としてなっているわけですが、それまでの一部事務組合、野上美里消防組合として設立をするに当たって、その当時の美里町では常備消防特別委員会を5名の委員で立ち上げて、また野上町では広域消防施設調査特別委員会を7名の方で立ち上げられて、それから野上美里消防組合の設立に向けられました。そういったことの中で、今ある土地に関しても、いろんなところの紆余曲折があったことと思いますが、今の場所でもし足らないのであれば、いろんなところに多少の移動も含めて考えておられるのかどうか。やっぱり広さもありますし、最初は17名でスタートしましたが、今では職員さんも38名と倍

以上になっていることから、今の部分では手狭ではないかというのを心配をしております。そういった部分も含めてどのようなお考えであるのか、再度お伺いをします。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 今議員から質問いただいた点、現状では狭いんじゃないかということでございますが、やはりこういった大規模な施設整備という格好になってきますと、いろんな要件が整わなければ実施できないというふうに考えております。それであればできる限りいろんなことを考えて、先ほど冒頭の答弁でも一応言わせていただいたんですが、現状の問題点を解決できる施設配備、また大規模災害時への備え、こういった部分を考えた有効面積というようなことも当然のことながら大きな柱として捉えて、現状の場所も含めた中で検討していきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） その当時、場所の選定ということで3つあったように、会議録を見ますと載っております。一つは野上町役場庁舎前、2つ目は野上厚生総合病院の付近、あと3つ目に野上町下佐々地内ということで、それでいろんなその当時の議員さんの計らいで現時点になったわけでございますが、この東西に長い紀美野町になってから今度はどうするかっていうことですが、そのことも踏まえてどのようなお考えがあるのか、最後に町長にお伺いをして質問を終わります。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 向井中議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

東西に長いこうした地形等々もございしますが、やはり消防庁の最初の答弁にもございました利用状況また人口形態、それぞれそうした条件を踏まえた上で、やはり検討委員会なりつくって、そしてその検討委員会のほうで選定をしていただければというふうに考えております。

恐らくいろいろ難しい難問が出てこようかと思いますが、そうしたことをやはり十分検討した上でこれに対応していきたい、そのように考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、向井中洋二君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 1 1 時 4 6 分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 2 0 分)

○議長（伊都堅仁君） 続いて、5 番、七良浴 光君の一般質問を許可します。

(5 番 七良浴 光君 登壇)

○5 番（七良浴 光君） 私からは、入札についてお尋ねいたします。

本年 2 月 1 7 日、官製談合防止法違反及び公契約関係競争入札妨害などの疑いで、当町幹部職員と町内建設会社役員が逮捕されたことに伴い、2 月 1 8 日に記者会見を行っておりますが、同会見場において同席記者からどのような質問があったのか、お伺いをいたします。

なお、役場全体の入札においての最低制限価格を決定し、記入時に何名が同席していたのか。また、最低制限価格を記入した書類は誰がどのようにして入札日まで保管していたのかという 2 件の質問については、同僚議員より同じ質問があったため、答弁は結構でございます。

(5 番 七良浴 光君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、七良浴君の質問に対する当局の答弁を求めます。
総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、七良浴議員の入札についての中の、2 月 1 8 日の記者会見会場での記者からの質問についてお答えをいたします。

令和 2 年 2 月 1 7 日、当町の建設課長が公正な入札を妨害したとして逮捕されました。このことを受け、町は翌日 1 8 日午前 1 0 時から、中央公民館視聴覚室で記者会見を行いました。約 4 5 分間でありましたが、多くの質問を記者の方からいただきました。質問を内容別に分けますと 7 項目あるんですが、まず 1 つ目は建設課長本人に係る質問で、経歴、業者との関係、生活ぶり、顔写真の提供、本人への聞きとり。それから 2 つ目は入札制度に係る質問として、最低限度価格を知り得る人の範囲、最低制限価格を決定するプロセス、敷き入れの時期。3 つ目は工事の設計に係る質問として、設計の方法や内

容の決定について。4つ目は逮捕された元社長の建設会社に係る質問として、入札に参加し始めた時期、発注の実績、昨年度8件中5件が最低制限価格と同額の落札について。5つ目は黒沢橋の工事に係るものとして、工事の内容、進捗内容、工事の敷き入れ日などについて。6つ目は今後の対応に関するものとして、再発防止策、調査委員会の立ち上げ、最低制限価格と落札額が同額について、調査対象のさかのぼり、他の業者の調査などについて。7つ目は、これはその他のものとしてですが、5年前の事件、職員の採用は技術職と一般職かといったような質問をお受けしました。

以上でございます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 以上で1問目の質問が終わりました。

これより2回目以降の質問は、自席で起立して質問・答弁を行ってください。

5番、七良浴 光君。

○5番(七良浴 光君) ありがとうございました。

いろいろと記者の方から質問をいただいておりますが、私からはこの事件の中身を掘り下げていくためにも、2015年度から2019年度までの5年間で、最低制限価格と同額で落札した業者は11社あるということを知りました。その内訳は、2015年度は2件、2016年度は6件、2017年度は11件、2018年度は9件、2019年度は5件であります。不思議に思うのは、2016年度に6件あった時点で、2015年度の2件の3倍の同額落札が現実的に起こっておりますが、調査等は考えなかったのか。また翌2017年度にはその16年度の約倍の11件の同額落札があり、同じ業者4社が複数回、最低制限価格と同額で落札していたことは認識していたと思うが、紀美野町建設等業者選定審査委員会においてどのような検討を行い対応策を講じてきたのか、紀美野町建設等業者選定審査委員会委員長にお尋ねいたします。

○議長(伊都堅仁君) 副町長、小川君。

○副町長(小川裕康君) それでは私からお答えを申し上げます。

まず2015年度は、2件の同額があると。翌2016年度には6件ということで、3倍の同額の工事があったと。その時点でチェックなり調査っていうのはできなかったのか。そしてまた2017年度には11件ということで、結果的に多い数字の同額の入札工事があったということについて、チェックはどうであったのかというような御質問

でございます。

そしてそのチェックについて、入札後のチェックができていなかったということは、これは事実でございます。それは大変申しわけなく思っているところでございます。

もう1点お伺いの、指名業者等選定委員会でこの件についてチェックなり研修、確認はしていなかったのかということでございますが、業者選定委員会においては指名業者の選定についてその会議で協議し、決定してまいりましたけれども、入札が終わったその入札について、振り返ってどうであったかとかというようなチェック、そしてまた検収がこれまでにできていなかったというのが実情でございます。

そういったことを十二分に反省いたしまして、今後の再発防止に向けて事前のチェック、そしてまた事後のチェックというものを今後しっかりしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） ただいま選定審査委員会委員長の副町長から答弁をいただきましたが、どうも入札が終わった後の検証ができていなかったという答弁でありましたが、平成29年4月に、公共工事等の入札契約制度及びその運営を調査検討するため、入札契約制度検討委員会を設置しておりますが、この入札契約制度検討委員会の開催は、平成29年4月28日から施行され、現在まで何回開催されているのか、また開催内容について支障のない範囲で御答弁願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） お答え申し上げます。

紀美野町の入札契約制度検討委員会というのは、議員申されましたように、平成29年に設立、立ち上げたものでございます。その後2回、3回の会議を開催してございます。まず1回目につきましては、中間前払い制度の創設ということについて、それまではなかったんですが、29年の立ち上げ会でそれを協議してございます。平成29年まではこの検討委員会というのにはなかったということでございまして、29年に委員会を立ち上げてからは、中間前払い制度について検討をいたしました。次に、その後契約辞退届っていうものも入札後に業者から出てきたときに、そのときにどういう対応をするかということで、2回目の会議を設けております。3回目につきましては、これは今回の事件の発生を受けて、2月27日にその会議を開いて、現状の分析と確認、そして今

後に向けての話し合いをするために会議を開いたと、一応3回開いております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 3回開いているということですが、やはりこういう入札契約制度の検討委員会という名称があるとおり、最低限1年間の入札結果を受けて、契約も含め事務処理に問題がなかったのかというような検討をすべきであったのではないかと思います。私の認識というんですか、私はこの制度の検討委員会の趣旨としては、今言わせていただいた公正な入札執行をしていくために、入札後の問題点がなかったのかどうかという検証は最低限、年度に1回は定期的にやるべきものだということに感じておるんですが、委員長としてどういう考えをお持ちですか。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） お答え申し上げます。

今回の事件を受けて、再発防止に向けてこれを徹底していかなければならないということを強く強く認識してございます。そういうことの中で、入札につきましてはそれまでに至る経緯を含め、そしてまた入札後において入札結果はどうであったかとかっていうことのチェック・検証ということは必要であり、これは今後必ずしていかなければならないというのは強く認識している中で、この入札契約制度検討委員会におきまして、年に1回とは言わず、入札が終わった次の段階の業者の選定委員会も含めてしっかりと検収、チェックをしていきたいというふうに、強く考えておるところでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） ということであれば、私が最初に話をさせていただいた紀美野町建設等業者選定審査委員会なる委員会の役割というのは相当重いものであるのではないかと、このように感じたので、委員長に質問をさせていただいたので、やはり業者を、指名業者を決めるという大事な仕事、これは日ごろ町長が言っている地元企業の育成強化を図っていくんだと、こういうことの意味がよくわかるんですが、そのために指名業者を決めて町内の人でやっていただいているというのが基本になっていると思うんです。とすれば、もっともこの指名業者選定審査委員会なるものの中では、しっかりとこの業者は適切な業者であるかどうかというのを、事業課が判断するんじゃないに、この審査委員会の中でもっとしっかりと議論をして、間違いのない形での指名

業者の選定をしていただくということを約束していただきたいと、このように思います。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） お答え申し上げます。

議員が言われるのももっともなことをごさいまして、それは私のほうは業者選定委員会の委員長ということにおきまして、委員で業者の選定については、もちろん町内業者育成ということも十二分に考えながら、適正な業者を選定していくということは、今まで以上にしっかりと力を入れて適正な選定委員会にしていきたいと、このように思っております。皆様の御期待に応えられるように、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） といういいお話をいただいたので、もう1点。ここ、私が話をした2015年までの5年間をさかのぼっていただいて、町が発注した公共工事で金額がぴったりの工事の調査は、もう既に同額の落札の調査は終わっていると思うんですが、同額に近い金額での落札も含めた中で調査をしていただいて、厳格な指名業者選定審査委員会の仕事として実施していただきたいと、このように思います。

最後に、今回の事件により町として入札契約制度検討委員会等を設置して、入札制度改革や職員のコンプライアンス強化に向けての再発防止策の具体的な内容について、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良浴議員の御質問にお答えをいたします。

この制度自体が非常にどれが正しいということがないようでございます。しかしながら、やはりこの漏えいという問題を受けまして、私はできるだけその公開のほうを向いて検討し、そして改善をできるものならしていきたい、そしてそうした疑惑ですね、これがないようにやっていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって七良浴議員の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第2 議案第1号 紀美野町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、議案第1号、紀美野町森林環境譲与税基金条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

7 番、西口 優君。

(7 番 西口 優君 登壇)

○7 番 (西口 優君) この条例の第1条に、林業の担い手となる人材の育成及び確保と、こういうふうに書かれております。そうしたときに、今現状、林業で生計を立てていけるかどうかという、そういうふうな人材を育成するということについては、まずやっぱりそれで生計が立つか立たんかということが基本になろうかと思うんですけど、今の現状、日本での森林っていうのは非常に厳しいものがあるかと思うんですけど、その点についての考え方を聞かせていただきたいと思います。

(7 番 西口 優君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長 (米田和弘君) 西口議員の御質疑にお答えいたします。

確かに林業を取り巻く環境っていうのは非常に厳しいものがございます。今、実際に林業で生計を立てておられる方、主に林業のみで生計を立てておられる方っていうのは、当町の管内、今、和海紀森林組合関係でもそんなないと認識してございます。

和海紀森林組合で申しますと、組合員数は1,650人おります。ただこれには、那賀広域森林組合の方も入ってございますので、実際紀美野町の組合員数としては813人、ただその中で実際林業で生計を立てている方っていうのは、ほぼ皆無に近い状態ではないかなと考えております。今回森林環境譲与税をいただきまして、その部分を、議員おっしゃるように林業の担い手の育成であるとか事業等々で、森林組合さんのほうに事業を行っていただいて、少しでも林業の活性化っていうのにつなげていければ、新たな産業としての林業の価値っていうのも高まっていくと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 7 番、西口 優君。

○7 番 (西口 優君) 実際問題として、その林業っていう業種が、日本国内だけでなく国際情勢の中で生き残っていけるかどうかというふうになろうかと思うんですけど、一つの目途として、まず生活ができるという、そういうふうな基盤がなかったら成り立っていかないんじゃないかなと、こういうふう思うんですけど、その辺の考

え方はどうなのでしょう。人材を育成するって、それは技術を継承するというのはわかりますが、技術を継承するに当たってもその生活の基盤という形の技術の継承でなければ成り立っていかないんじゃないかなと、こういうふうに思うんですけど、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の御質疑にお答えいたします。

技術であつたり、まずその生計をいかに立てていけるかっていうところについてなんですけれども、実際森林環境譲与税を活用して、いろいろな事業が森林組合さんなり林業をなりわいとしている方に回ってくることによって、雇用も当然生まれてくるのかと思います。そういった部分を環境譲与税の活用において進めていくことで、少しでも林業の活性化っていうのを進めていければ、実際森林環境譲与税の役割も大きなものになってくるかと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） よくわからないんですけど、環境譲与税っていうのは人件費に還付されるわけではないと思うんですけど、それが人材育成に回せるというふうな形になるんですかね。よく、今現状はいろんな補助金で成り立ってるだけかなと思うんですけど、その実際生計が立たなかったら存続っていうのが非常に難しい、技術的な形でその伐採方法とかっていう、そういう形では残るかもわかりませんが、一つの産業として成り立っていくのかどうかという部分がちょっとわかりにくい気がするんですけど、その点の考え方、実際に山に木が生えている限りはそれの維持管理っていうのは、もちろんそれは必要は必要と理解しているんですけども、こういう形で一つの産業として存続できるのかということについては、ちょっといまいち疑問があるんですけどね。その点の見通しはどうなのでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の御質疑にお答えいたします。

森林環境譲与税といいますのが、直接人件費に回るわけではございません。市町村のそれぞれの、言うたら地縁等々で間伐、現在でもその間伐事業っていうのは行っておりまして、間伐で出したりその木材についてもバイオマスエネルギーになったり、そういったような形もさせてもらっておるところでございます。

それでその森林環境譲与税については、間伐のほかに森林組合の作業員さんの作業をするに当たっての費用に充当されたり、木材利用の促進っていうのも森林環境譲与税の役割にもなっているかと思います。それらを総合的に進めることによりまして、少しでも森林の利活用というのを進めていくような考えになってございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質問ありませんか。

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 若干お聞きしたいと思います。

これが目的というのは、そういう項がとられてないので、書かれてないわけでございますけれども、この一般会計の歳入歳出予算、国から来るものだと思いますが、それを積み立てていくと。そうするとこの基金を使うことについては、よく木成、その利息部分を充てていくのか。また実際にどういうふうにご利用していくかということについては、ここの部分でちょっとわかりにくいんですけれども、御説明願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、令和元年の見込みでは1,040万3,000円、これは若干増減するかもわかりませんが、その見込みでございます。令和2年、令和3年につきましては2,423万4,000円の見込みとなっております。そして段階的に上がっていくような見込みでございます。

その部分を、令和2年度であれば森林経営調査業務委託料っていうことで、森林所有者の方の意向調査、森林をどう利活用していきたいか、自分で管理するんだとかやっていただける方にやっていただくんかっていうような調査であったり、間伐業務であったり、その林地台帳を管理するシステムの費用であったり、そういった部分に充てるような予定になってございます。

それにつきましては、国からいただきました森林環境譲与税の額を充てていくような事業計画になってございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号に対し討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第3、議案第2号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) こないだ提案説明をお聞きしたんですけれども、この中では意思能力を有しない者っていうのが新たに入ると。そういうことですよね。この辺はどういうふうに具体的に活用、利用できるのかということについて。

それからこの説明の新旧対照表を見てまいりますと、6条の2項に、調整する住民票にあっては記録とかいろいろあって、片仮名とかが具体的にどういうふうに印鑑、この部分でなってくるのか、その辺のところを御説明、印鑑っていうことで我々一般的に印鑑っていうものをイメージするんですけれども、それについてお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

新旧対照表をごらんいただきますと、1ページでございます。現行のところなんです

けれども、1、登録資格というところがございまして、アは15歳未満ということで、次のイが今回改正になったところでございます。それで現行でしたら成年被後見人という記載をさせていただいてたんでございますが、今回法の改正により、その成年被後見人というところの説明ですね、それを詳細と化したものでございます。そして改正は、意思能力を有しない者ということでございます。

それと次のその4の、登録印鑑の件でございますけれども、その片仮名といいますのは外国人もでございます。そうしたときに片仮名表記をするということでございますので、御理解いただきたいと思います。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） すみません、少し訂正させてください。先ほど申し上げました現行のところなんですけれども、現行の1の登録資格というところで、ア、イと表記したんですけれども、ここ1、2と訂正ということになりますので、失礼しました。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号 紀美野町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、議案第3号、紀美野町監査委員条例の一部を改

正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第3号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号 紀美野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長(伊都堅仁君) 日程第5、議案第4号、紀美野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) ちょっと文言の意味がよく理解できないので、第2条の2として、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、これはわかるんですけど、サービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず任命権者は別段の定めをすることができるということの意味ですが、どういうことを定めることができるというふうになっているのか、この点について質疑します。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君）

田代議員の御質疑にお答えをします。

現在正規職員に関しては、この宣誓書というのは、私、総務課長の前で署名をしておるんです。議員御存じのとおり、この４月から会計年度任用職員もします。今のままで行きますと、全ての会計年度任用職員が私の前で署名することになりますんで、これを各担当部署でやっていただく、単純に言えば各担当課長の前で署名をしていただくということになります。大体１３０名ぐらいの会計年度任用職員がおりますので、４月１日に私の前でっていうと非常に効率が悪いものでございますので、こういう定めをさせていただきたいと思います。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）

これで質疑を終わります。

これから議案第４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）

これで討論を終わります。

これから議案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第５号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君）

日程第６、議案第５号、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

６番、田代哲郎君。

（６番 田代哲郎君 登壇）

○６番（田代哲郎君）

紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

いうことで、入院時食事療養費の助成をするということなんですが、県下の自治体でこういう助成をしている自治体はどの程度あるのか、把握している範囲で結構ですので。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

県下で言いますと、現在は和歌山市、そして日高川町、白浜町、古座川町、北山村でございます。

以上、5市町ということになっています。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第5号に対し、討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号 紀美野町認定こども園条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第7、議案第6号、紀美野町認定こども園条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第6号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第8、議案第7号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) この条例を見せていただきまして、葬祭費が2万円が3万円に引き上げられるということが一つにはあると思うんですが、念のために聞いておきたいんですが、ここの新旧対照表の7ページにございます改正後ってということで、一部負担金、現行と改正ですけれども、一部負担金ですね。6条の、6条が略です、なくなっただけですか。その1項がなくなっただけですかね。で、2項に当たるところの説明で見てみましたら、2行目に診療報酬の算定方法で、その次に括弧して、平成20年厚生労働省告示第59号と。現行が平成26年厚生労働省の告示の第57号であったのが、これが今度の20年の59号になると、このところの部分については単にこの法律の改正の部分であるのか確認したいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

今回の改正で発覚したのでございますけれども、その際の変更のときに、条例の変更をする際に誤って告示番号を間違っていたということが今回、国のほうから示された様式等により発覚しましたので、今回訂正させていただいたということになります。

以上です。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今この葬祭費ですね、第8条、これが2万円から3万円に引き上げられると。これについては前進であるわけでございますけれども、生活保護の方はまた別かもしれませんが、この2万円から3万円ということになってまいりますと、本当に香典料っていうぐらいにしか当たらないと。この辺についてはどのように把握されているのか、その部分についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

葬祭費の金額でございますけれども、現在国保運営の法人方針について、県で今調整をしてございます。県下一律ということで、事務を標準化するために共同作業部会というのがございまして、その中で25の市町が3万円でございます。それで紀美野町と串本、古座川町が2万円でございます、そうしたところを調整させていただいたところでございます。

なお、議員おっしゃるように、それ以上のところはないのかということなんですけれども、かつらぎ町が今現在5万円です。そしてすさみ町は2万円以下で、1万5,000円ということになってます。これを順次統一化しようということで調整させていただいている次第でございます。

というのも、後期高齢者医療が3万円でございます。それに合わせさせていただくというところもございまして、他の市町村のことを言って申しわけないんですけれども、紀美野町がそれに足並みをそろえさせていただいて、それで統一化に向けていくということになりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） と申されますと、結局市町村単独の条例で、決めようと思えば決められるわけですね。実際本当に長く国民健康保険も掛金をしてきた、あるいはこんな方がたちまち、国民年金だと思うんですけれども、実際に亡くなってみると非

常に、余りに少ないというんですか。こういうふうなところについて何らかの措置というのは考えられないのかをお聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 再質疑にお答えいたします。

五色台で管内料金といいますか、火葬の管内料金が1件2万円でございます。そうしたことも今回条例で上げさせていただくということ、基準っていうのかな、させていただいてますし、県下で3万円っていうのが標準っていうのかな、形になってますので、それに統一させていただきたいということで、今回お願いしたものでございます。御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第9、議案第8号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） それでは、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例について質疑します。

資産割をなくしていくということで年々引き下げということになって、それとのバランスというかそのかわりに小特割を引き上げるということで、去年は均等割という改正ということがあったんでとても賛成はできやんって反対したんですが、今回は均等割と平等割はそのままするというので、去年ほどの引き上げにはなっていないということです。

それでも所得に占める国保税の割合というのはかなり大きいのが普通で、例えばモデルケースで言いますと、40歳以上65歳未満2名を含む4人家族、所得200万円と。所得200万円ということは年収が300万ちょっとだろうというふうに思います。その世帯で年額1万4,870円の引き上げになるというふうに聞いています。それからもう1例は、40歳以上65歳未満2名を服務4人家族、所得200万円、固定資産なしのケースでは、1万8,370円の引き上げになるというふうに聞いています。

下がるケースは、40歳以上65歳未満2名で、所得がなくて、固定資産税5万円のケースで3,500円の引き下げと。65歳以上の2名家族で年金収入が180万円と、これも所得ということじゃなくてそのまま年金収入ということで180万円というのは、ちょっとそんなに高いほうじゃないです。固定資産税が5万円のケースで、これで8400円の引き下げということに、だから引き下げるケースよりも引き上げるケースのほうが何か多いという気がします。

そこでお伺いしたいのは、引き上げになるケース、据え置きになるケース、引き下げられるケースそれぞれの比率というんですか、割合はどうなっているのか、その点だけお聞かせください。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長(湯上増巳君) それでは、ただいまの田代議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

令和元年12月31日時点の資格基礎額情報、介護判定年齢での試算となりますが、全1,566世帯のうち所得割で影響を受ける世帯と引き上げになる世帯が928世帯です。資産割で影響を受ける世帯、引き下げになるのが839世帯。これ重複する世帯もございます。免税額の増減の比率につきましては、1,566世帯中増額となる世帯

が 8 2 1 世帯で 5 2 . 4 % で、減額となる世帯が 3 1 3 世帯で 2 0 . 0 %、増減なしの世帯が 4 3 2 世帯で 2 7 . 6 % となります。

以上、答弁とさせていただきます。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第 8 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

6 番、田代哲郎君。

(6 番 田代哲郎君 登壇)

○6 番 (田代哲郎君) 賛成討論を行います。

質疑でも明らかなように、引き上げになる世帯のほうが若干多いんです。据え置きと引き下げで、大半が据え置きですけど 4 0 数% ということで、5 2 % ぐらいが引き上げになるという、これだけ見ていると反対せんなんのかなという気もしますが、均等割と平等割を据え置くということがありましたんで、こんなこと言うたら何ですけど、洪々賛成するかという、それは据え置きがなければ反対ということになったんですけど、そういう、これは。

ただ最初に申し上げましたとおりに、国保税の負担率というのは、年額 3 0 0 万ちょっとの収入の家で 1 万 4, 8 7 0 円、これで総額どれだけになるのかはちょっと計算してないんですけど、引き上げになるというのは結構大きいんです。国保税というのはいわゆる普通の協会健保のように事業者負担というのがないので、そのために全国の知事会や町村会は国に対して 1 兆円の財政支援をなさいということで求めているんですけど、なかなか実現しません。

そういう事情もありまして、一応賛成討論ということでやらさせていただきます。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号 紀美野町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する
条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第10、議案第9号、紀美野町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） この提案理由にあります、給水人口の減少によるというこの部分で、これから先も人口減少が起こってくるということを考えると、この人口減少が与える今後の運営に影響はどうなっているのか、その説明を願いたいと思います。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 水道課長、長生君。

（水道課長 長生正信君 登壇）

○水道課長（長生正信君） それでは西口議員の御質疑にお答えします。

人口減少に伴いまして、年間約、現在の上水道区域につきましても100名程度、紀美野町全体で200人ペースで人口減少が進んでおります。今後も同様のペースで進まれると思います。

それで運営に与える影響ということでございますが、今回、今年度の当初返礼は2年度の当初予算では若干上昇しておりますが、それは消費税の増税分がちょっと加算されただけで、実質1%程度ずつ、約100万程度は減少している形となっております。今後もそうした形で減少されるであろうということの中から、やはり財源については非常に厳しい状況でありますので、今後も施設の老朽化や更新を進めていく必要がございます。そのために財源確保の一端として、今回この人口減少に伴い既に上水道の、水道法

上で言う定義の上水道ですね。それが5,001人以上という形でございます。

しかしながら、現在の給水人口は4,756人しかございません。このためにもう簡易水道に事業変更を行いまして、それで簡易水道での事業を実施することによって、起債の借入れに関しては交付税措置があるということで、財源的に優位であると、そういった形でいろいろと検討を重ねて、今回の事業の実施にも至っているわけでございます。

それで、今後それだけではちょっと厳しいというところの中で、恐らくまた料金の改定等々も検討していかなければならないのかなということも考えてはございますが、いますぐにというわけにもなかなかいきませんので、今後の検討の課題としております。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 人口が減ってきて収入が減ってくるという、そうしたときにその料金の改定というところまで今説明を受けましたが、現状この今の水道料金で、大体何年先ぐらいまでその見通しとしては立ってますかね。

○議長（伊都堅仁君） 水道課長、長生君。

○水道課長（長生正信君） 見通しなんですけれども、現行のまま事業実施しないという状況であればしばらくは利益は出るんですけれども、どうしてもこういった施設の更新というのは必要になってきます。そうした場合に、やはりその費用っていうのはかなり膨大な費用になってきますので、それについては今回変更認可の業務を予算で認めていただいて、今もう県のほうにも提出し、もうそれは審査も終了して、もう認可通った段階でございます。今後事業を進めていく中で事業費の全体像が見えてきますので、そうした場合に、今現時点でもう再度経営戦略等々により見直しによりまして、長期的なその財政収支っていうのも検討してございますので、間もなく公表はできると思っておりますが、何年、非常に厳しい状況であることには間違いございません。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 当初で聞くけどね、そうか、わかった。それはもう結構です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１０号　紀美野町ふるさと創生基金条例を廃止する条例について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第１１、議案第１０号、紀美野町ふるさと創生基金条例を廃止する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第１０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１１号　紀美野町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する

条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１２、議案第１１号、紀美野町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） この条例の改正については、貸付金基金条例を廃止すると、これについては貸付金を利用しなくても出産の分の費用が出てくるからと、そのような説明であったかというふうに思うんですけれども、もう一度その辺のところ詳しく説明願いたいと思います。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

もう一度ちょっと、直接支払い制度ということについて御説明をさせていただきます。医療機関が出産費用を直接、国保連合会を経由して請求を行う制度でありまして、出産費用は上限４２万円として、そしてその差額が発生した場合は被保険者に支払うということになります。その産科医療保障制度という加算対象の病院であれば、ほとんどが直接支払い制度を利用できることから、今回の条例を廃止させていただくことになりました。御理解賜りたいと思います。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） ４２万円を上限にということで今、説明があったんですけれども、４２万円を超えるというふうなことについては、その辺のところはどういうふうに見ておられるんですか。そんなことは一切ないということなんですか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 現在ほとんどが４２万円でございます。あと差額ベッドとかそういったことがあったり、後の医療的な処置が要る場合は医療保険でということになりますので、ほとんどの出産される方については４２万円以上を超えることはありません。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号 紀美野町美里の湯かじか荘基金条例を廃止する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第13、議案第12号、紀美野町美里の湯かじか荘基金条例を廃止する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 今まで美里時代からこの基金で、プラスの時期もございましたから、その中に積み立ててきたと、そういうところもございますけれども、今後、たちまち今回も、コロナウイルスの関係で相当お客さんが、要するに減ってきていると。そういうふうな状況になってきているようでありますけれども、かじか荘の基金条例ということについて、そういう面で、町からの委託料ですか、それを上げた場合、もしもっていうときにはそれも考えられるかというふうに思うんですけれども、基金条例を置いとく必要はないというふうに見ているのかというんですか、非常に今後施設等もだんだん古くなってくると。本館の部分を今回やりかえるということでございますけれども、

今後とも施設は老朽化は絶対していくことになるわけでございますけれども、その点で基金というものは必要はないのかどうか。町の一般会計だけでものが済むのかどうか、その辺のところの見通しについてどうお考えであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、これは平成 1 1 年に、合併前の美里町がみさと温泉かじか荘の時代、大変景気がいいというか経営状態がいいときに利益が出たときにこの基金に積んで、そして修繕であるとかちょっと経営状態の悪い赤字になったときに、それを補填するためにこの基金条例をつくられたと思っております。

現在、この平成 2 9 年度末をもって、この基金はゼロ円です。全く使い切っております。現在かじか荘の運営は指定管理者が運営、管理しておりますので、そして黒字が出てから言うてこっちへ、基金へ積むということはございません。ですから平成 2 9 年度に 3 2 万 5, 0 0 0 円が残ってたのをかじか荘の修繕に使って、そしてそれからもうゼロ円ということになっております。

今後のことに関しては、委託料の話もございましたが、通常管理とかの場合は一般会計からも支出しておりますので、わざわざ基金に積んでまたそこから取り崩すということとはしなくても、もう一般会計で対応できるものであると考えておりますので、この基金は廃止したいと思います。

以上です。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第 1 2 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第１２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１３号　指定管理者の指定について

○議長（伊都堅仁君）　日程第１４、議案第１３号、指定管理者の指定について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第１３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１５号　紀美野町道路線の認定について

○議長（伊都堅仁君）　日程第１５、議案第１５号、紀美野町道路線の認定について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１５号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第１６号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１６、議案第１６号、教育委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１６号、教育委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（伊都堅仁君） 起立全員です。

したがって、議案第１６号、教育委員会委員の任命の件は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日 6 日から 9 日までの 4 日間、議案精読のため休会とし、3 月 1 0 日午前 9 時から
会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2 時 4 2 分）